

	<p>小論文</p>	<p>十四時三〇分～十六時〇〇分（一時間三十分）</p>
<p>問題文は、二枚目以降に記載（ただし、試験開始の合図があるまで見ないこと。）</p>	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <p style="text-align: center;">■試験開始前の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 一. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の二枚目以降を見ないこと。また、解信用紙にも手を触れないこと。 二. 受験票は、監督者から見えるよう机上札の横に置くこと。 三. 受験票を忘れた場合は、受付で仮受験票の発行を受けること。 四. 筆記用具以外の筆箱・ペンケースなど、私物はすべてかばんの中に片付けること。 五. 用具の貸し出しは一切いたしません。 六. 携帯電話を使用することは、時計・アラーム等の用途を問わず、禁止します。必ず電源を切り、かばんの中に入れてください。 <p style="text-align: center;">■試験開始後の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 一. 試験開始後、問題用紙および解信用紙類の印刷不鮮明な箇所、落丁、乱丁、汚れ、不備などに気がついたら、手を挙げて監督者に知らせること。 二. 解信用紙裏面の所定欄に解信用紙記入番号・氏名を記入すること。 三. 試験開始後は、試験終了時刻まで途中退室できません（お手洗い等を除く）。 四. 質問がある場合は、手を挙げて監督者に申し出ること。質問は試験終了十五分前まで受け付けます。それ以降は受け付けません。 五. 試験中にお手洗いを希望する場合は、手を挙げて監督者に申し出ること。その際は、他の受験生の受験を阻害しないように注意すること。 <p style="text-align: center;">■試験終了時の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 一. 試験終了後は、問題用紙のみ持ち帰ってかまいません。解信用紙を提出せずに持ち帰った場合は、試験放棄とみなします。 二. 試験終了後は、受験票その他の忘れ物に注意すること。 	
<p>用紙</p>	<p>(問題用紙) 本冊子(本紙を含む) 三枚 (解信用紙) 原稿用紙 一枚 (下書用紙) A4白紙 一枚</p>	
<p>使用可能用具</p>	<p>筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り)</p>	

【設問】

以下の文章は、『わかりやすいはわかりにくい?——臨床哲学講座(ちくま新書)』(鷺田清一/筑摩書房)からの抜粋です。

- (一) この文章を読んで、筆者の考えを三〇〇字〜四〇〇字でまとめなさい。
- (二) この文章で語られている「自由」という概念を参考にして、自由というものについてのあなたなりの考えを、三〇〇〜四〇〇字でまとめなさい。

解答用紙は、縦書きで使用すること。

【課題文】

齢を重ねれば重ねるほど、「自己」というものが確立してきて、自分の行動についても「主体的」な判断ができるようになると、ふつう考えられている。けれどもじっさいのところは逆で、歳がゆけばゆくほど何か行動を起こすにもいろんなことが頭に浮かび、にわかには行動に移せなくなる。やりたいことがほんとうはあってもそれを押し込める。ここは一つこだわっておきたいという気持ちがあっても、まわりを思いやって、それを押し通すのをついたためらう。そんな癖が自分でも情けなくなるくらいについているのを、ある日ふと思ひ知る。考えあわせるべきこと、計算に入れておくべきことが増えてゆくばかり、気がつけば、悲しいかな、すかっとした決断が下せなくなっている……。要は、歳がゆけばゆくほどひとは「自由」をなくすということなのだろうか。

自由になるとは、何かにつながれて意のままに動けない状態、つまりは何かへの隷属から解き放たれて、みずからの意志で動けるようになることだと、とりあえず言うことができる。籠かごの鳥が外へと放たれるように。ここには隷属が不当な事態であるという思いがある。だから「自由」は「権利」という考えとすぐに結びつく。

自由は「自らに由よる」と書く。自分の思いどおりにふるまい、おこなうことができるということである。ここで、強制や拘束からの自由から一步踏み込んで、「他人に迷惑をかけない」かぎりにおいて——それは他人の自由を制限したり否定したりすることにつながるから——、ひとはしたいと思う何をしてよいという、近代社会の「自由」の概念が出てくる。つまり、「自由」の概念は「自己」の概念とも深く結びついている。行動が自分の思いどおりにできるということ、これは「わたしがわたしの主人である」ということであり、「わたしがわたしの生の主宰者しゅさうしやである」ということなのである。それはつまり、オートノマス(自律的)であるということ、自分の行動を自分で決めることができるということである。そして、オートノマス autonomous であるとは、ギリシャ語の autos + nomos、つまり自分が法ノモスに従うような存在、みずからの行動方針をみずから設定することのできる「自己立法」の主体であるということである。ここにひとの誇りはかかっている。

だから、人間がその誇りを蹂躪じゅうりつされ、踏みにじられるような場面にまで追いつめられたとき、

たとえば拷問を受けるときには、ひとは最後の最後、「好きなようにせい」「したいようにさせてやる」と拷問者に吐き棄てることで、つまりそれは自分が決めたことだと思いきだめることで、かろうじて「自己」の矜持^{きょうじ}を守ろうとする。わたしが相手にしたいようにさせ、たとえ、と宣言すること、他者の意のままにならない「自己」の最後の誇りを失うまいとするのである。こうして、自分の存在を自分の所有の対象とすることで、蹂躪されるのは主体としてのこのわたしではなく、わたしが所有している対象としてのわたしにすぎない、それによってわたしは無傷であると思いなすのである。

わたしが意のままにできるわたし、つまりわたしが所有しているわたし、わたしが自由に処分することのできる対象としてのわたし、それをわたしの意志で相手に供すること、わたしは自由を確保できる……。この論理を、拷問にさらされるときも、身を「売る」ことを余儀なくされるときも、ひとはぎりぎりのところで身を保つために用いる。

しかし、はたして自由とは、自分の存在が自分のものであるということなのだろうか。

¹ 矜持……自分の能力を信じていただく誇り。自負。プライド（『広辞苑』）。